

第2章 法対象条例方法書に対する意見の概要と法対象事業者の見解

2-1 手続きの経緯

法対象事業の環境影響評価手続きの経緯を表 2-1-1 に示す。

当社が条例第 47 条に基づき平成 23 年 9 月 20 日に「法対象事業実施届」を提出し、条例第 48 条に基づき法対象条例方法書を作成した旨を平成 23 年 9 月 27 日に川崎市長が公告した。法対象条例方法書は、平成 23 年 9 月 27 日（火）から平成 23 年 11 月 10 日（木）まで、川崎市役所、中原区内 1 箇所、高津区内 2 箇所、宮前区内 2 箇所、多摩区内 2 箇所、麻生区内 1 箇所及び幸区内 1 箇所において縦覧され、44 通（参考意見含む）の意見書が提出された。

その後、川崎市環境影響評価審議会を経て、法対象条例方法審査書が平成 24 年 1 月 26 日に公告された。

表 2-1-1 環境影響評価手続きの経緯

年月日		内 容	川崎市環境影響評価に関する条例	
平成 23 年	9 月 20 日	「法対象事業実施届」の提出	条例第 47 条第 1 項	
		「法対象条例方法書」の提出	条例第 48 条	
		「法対象条例方法書周知届」の提出	条例第 50 条	
	9 月 27 日	「法対象条例方法書」の公告及び縦覧開始 縦覧箇所 10 箇所 ・川崎市役所（環境局 環境評価室） ・中原区役所 ・高津区役所 ・高津区役所橘出張所 ・宮前区役所 ・宮前区役所向丘出張所 ・多摩区役所 ・多摩区役所生田出張所 ・麻生区役所 ・神奈川県川崎県民センター	条例第 49 条	
		11 月 10 日	「法対象条例方法書」の縦覧終了 「法対象条例方法書」に対する意見書の提出締切 意見書 44 通（意見 143 件）	
		12 月 7 日	川崎市長から川崎市環境影響評価審議会に「法対象条例方法書」について諮問	条例第 52 条第 2 項
			川崎市環境影響評価審議会：事業者説明及び審議	条例第 52 条第 2 項
12 月 20 日	川崎市環境影響評価審議会：事業者説明及び審議	条例第 52 条第 2 項		
平成 24 年	1 月 18 日	川崎市環境影響評価審議会：答申案審議	条例第 52 条第 2 項	
	1 月 19 日	川崎市環境影響評価審議会：川崎市長あてに答申	条例第 52 条第 2 項	
	1 月 26 日	「法対象条例方法審査書」の公告	条例第 53 条	

2-2 法対象条例方法書に対する市民意見等の概要と法対象事業者の見解

法対象条例方法書については、関係地域において平成 23 年 9 月 27 日から平成 23 年 11 月 10 日まで川崎市長が縦覧に供した。また、川崎市及び当社のホームページにおいて電子縦覧を実施した。縦覧の開始から平成 23 年 11 月 10 日までの間に、条例第 51 条に基づき、川崎市長へ提出された環境の保全の見地から意見を有する者の意見者数は 44（参考意見含む）、意見数は 143 であり、分類ごとの意見数は表 2-2-1 のとおりであった。

表 2-2-1 意見の分類

事業計画	65
安全性	18
環境保全（生活環境）	49
環境保全（自然環境）	4
手続き	7
合計	143

2-3 法対象条例方法審査書の審査意見と法対象事業者の見解

法対象条例方法審査書の審査意見と法対象事業者の見解を表 2-3-1 に示す。

表 2-3-1(1) 川崎市条例方法審査書の記載内容と法対象事業者の見解

法対象条例方法審査書の審査意見	法対象事業者の見解
<p>(1) 全般的事項</p> <p>本計画では、環境影響評価法対象の評価項目以外の川崎市環境影響評価に関する条例に基づく環境影響評価項目として、工事中における「人と自然とのふれあい活動の場」及び「地域交通」について予測及び評価を行うとしている。</p> <p>法対象条例方法書においては、事業計画等が明らかにされなかったことから、できるだけ早い段階で、本事業における運行本数、電力供給、路線位置、立坑位置及び作業内容等の具体的な計画について明らかにし、法対象条例環境影響評価準備書(以下「法対象条例準備書」という。)においては、詳細に示すこと。</p>	<p>運行本数、路線位置、非常口の位置及び作業内容等の計画については、第1章に記載しております。また、電力は、電力会社から購入することを考えており、電力を供給する方法については、変電所は川崎市内に計画はなく、変電所までの電力供給は電力会社により決定される事項であることから法対象条例準備書において記載しておりません。</p>
<p>また、川崎市域内の想定されている計画区域(以下「計画区域」という。)は、市街化、住宅化が高度に進展しており、多くの市民が生活する区域であることから、川崎市の地域特性を十分考慮した上で、環境影響に係る調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>調査項目、調査地点については、川崎市の地域特性を考慮した上で適切に選定し、予測及び評価を行いました。</p>
<p>さらに、調査、予測方法等については、計画が具体化された段階で、事前に本市と十分協議し、新たな環境影響評価項目の予測が必要となった場合には、その環境影響評価項目を追加して行うこと。</p>	<p>調査、予測方法については、具体化された段階で川崎市と必要な調整をしております。</p>
<p>なお、具体的な計画等は、本来、法対象条例方法書で明らかにするべきものであることから、その計画が明らかになった時点で、法対象事業者自らが、速やかにそれらの内容について、公表及び周知を図ること。</p>	<p>具体的なルート等の計画については、調査、予測及び評価を進めた上で他都県と合わせて、準備書及び法対象条例準備書により公表しております。</p>
<p>(2) 個別事項</p> <p>ア 人と自然とのふれあい活動の場</p> <p>本計画では、立坑工事や工事用車両の走行による人と自然とのふれあい活動の場への影響について予測及び評価を行うとしている。</p> <p>しかしながら、掘削土砂の搬出や資材搬入により多くの工事用車両の発生が見込まれるにもかかわらず、立坑位置並びに施工方法等が具体化されていないことから、それらの詳細を明らかにした上で、予測及び評価すること。</p>	<p>非常口の位置及び施工方法等については、第1章に記載し、第5章の記載のとおり、調査、予測及び評価を行っています。</p>

表 2-3-1(2) 川崎市条例方法審査書の記載内容と法対象事業者の見解

法対象条例方法審査書の審査意見	法対象事業者の見解
<p>また、計画区域は、市民健康の森をはじめとする公園緑地や特別緑地保全地区等が存在することから、人と自然とのふれあい活動の場に係る影響を低減するよう、配慮すること。特に、都市計画事業中である公園緑地においては、これらの事業計画に即した計画となるよう、併せて配慮すること。</p>	<p>第5章に記載のとおり、工事中に影響を与える可能性のある人と自然とのふれあい活動の場については、工事施工ヤードが都市公園に隣接する多摩川緑地、等々力緑地があること、また工事用車両が走行する道路に隣接する菅生緑地等があることを踏まえ、予測及び評価を行っています。</p>
<p>イ 地域交通（交通混雑、交通安全） 本計画では、工事中における工事用車両の走行に伴う交通流及び交通安全への影響について予測及び評価を行うとしている。 しかしながら、工事中における大深度地下トンネル部の建設及び供用時におけるトンネル施設内給排気のための立坑位置並びに施工方法等が具体化されていないこと、工事中における掘削土砂の搬出や資材搬入による多くの工事用車両の発生が見込まれることから、立坑位置及び施工方法等の詳細を明らかにするとともに、工事用車両ルート及び予測地点等については、事前に市と協議した上で、予測及び評価すること。</p>	<p>非常口の位置及び施工方法等については、第1章に記載しております。 予測、評価については、川崎市と協議した上で行っています。</p>
<p>ウ その他 (ア) 立坑工事施工ヤード跡地計画 立坑工事箇所には、数千～1万㎡の施工ヤードを必要としており、工事終了後には、立坑跡地にトンネル施設内の給排気を行うための換気施設を設置するとしているが、計画区域内の丘陵部には、多摩丘陵の一部をなす豊かな樹林地が存在することから、可能な限り土地の形質変更を抑え、地形に順応した造成計画を行い、極力、緑を保全するとともに、緑の改変を伴う場合には、周辺植生に配慮した緑の回復育成に努めること。また、立坑工事施工ヤード跡地に係る緑化計画については、事業計画の中で詳細に示すこと。</p>	<p>第1章に記載のとおり、工事計画の検討にあたっては、可能な限り土地の形質変更を抑えた造成計画を策定するとともに緑の保全に努めます。やむを得ず土地の形質の変更や緑の改変が伴う場合には、周辺植生に配慮した緑の回復育成等を行い、法対象事業者により実行可能な範囲内で周辺環境への影響を回避又は低減します。</p>
<p>(イ) 工事計画 計画区域は、市街化、住宅化が高度に進展しており、多くの市民が生活する区域であることから、工事の実施に際しては、夜間に極力実施しない等、周辺住民等に対して十分配慮した工事計画、車両運行計画を策定すること。</p>	<p>トンネル工事等は夜間工事も実施しますが、準備書第8章に示すとおり、工事の平準化や貨物列車運搬等を含む車両走行ルートの分散化を図る等、環境保全に配慮して工事計画を策定します。</p>
<p>(3) 環境配慮項目に関する事項 法対象条例方法書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目の環境配慮については、その積極的な取組みが望まれることから、法対象条例準備書において、環境配慮の具体的な措置の内容を明らかにすること。</p>	<p>環境配慮の具体的な措置内容については第7章に記載しております。</p>